



「特別免許状」ってなんだろう？

Q1 特別免許状とはどのようなものですか？

- A1 特別免許状とは、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状です。特別免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有します。
- 特別免許状の授与を受けて教諭に採用された場合、その職務内容は、普通免許状を有する教諭と変わるところはなく、授与された教科に係る教科指導のみならず、学級担任やクラブ活動、生徒指導等をも担当することができます。

Q2 特別免許状を授与可能な学校種及び教科は何ですか？

- A2 特別免許状を授与できる学校種及び教科は、次のとおりです。
- ・小学校→教科ごとに授与可能（授与された教科以外の教科指導は不可）
 - ・中学校・高等学校→普通免許状と同様の教科
 - ・特別支援学校→障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等
- ※幼稚園、養護教諭及び栄養教諭の特別免許状は設けられておりません。



Q3 現在民間で勤務していますが、「特別免許状」を取得するにはどうすればいいですか？

- A3 特別免許状を取得するには、まず、雇用されることが前提となります。そのため、まずは雇用先の学校や市町村教育委員会等に相談してください。雇用が決まりましたら、必要書類を準備し学校等を通して出願してください。

Q4 「特別免許状」を取得するにはどのような条件がありますか？

- A4 特別免許状を取得するには、国内での教育施設の勤務経験や、法人団体での勤務経験又は各種競技会等の受賞歴等、教科に係る専門的知識・技能等を有していることが求められます。
- なお、教科の全て内容について専門的知識・技能を有する必要はなく、教科の一領域についてでも要件を満たしていれば、特別免許状を取得することができます。
- 詳しくは、下記 URL 先に条件を記載しています。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/menkyo6.html>)



Q5 宮城県ではどのような人が特別免許状を授与されていますか？

- A5 教科に関する職業の経験から特別免許状を取得されている方が多いです。
- 教科と職業は次のとおりです。
- 英語：ALT、英会話教室勤務 家庭科：パティシエール 看護：看護師、看護学校勤務
情報：学校勤務（特別非常勤講師）及び情報処理技術者試験合格者



Q6 「特別免許状」を取得した場合、学校でどんなことができますか？

- A6 職務内容は、普通免許状を有する教諭と変わるところはなく、授与された教科に係る教科指導、学級担任、クラブ活動、生徒指導等を担当することができます。
- ただし、小学校教諭特別免許状を授与された場合、授与された教科以外の教科指導は、不可とされており、
- 例) 小学校教諭特別免許状（外国語（英語））を授与された場合、外国語活動（英語）については教授可能、算数や国語等は教授不可。

Q7 学校で社会を教えたいが、全部の内容を教える自信がありません。社会の一部だけを教えることで任用してもらえないでしょうか？

- A7 教科の領域の一部のみを担当する「特別非常勤講師」という制度があります。
- 詳しくは下記 URL 先をご覧ください。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/menkyo2.html>)

学校・教育委員会

Q8 特別免許状で非常勤講師または常勤講師として任用したいと考えています。正規採用(雇用)の場合でなくても、特別免許状の授与申請を行うことは可能でしょうか？

A8 正規採用での勤務に限られず、常勤・非常勤講師いずれの場合であっても、特別免許状の授与申請を行うことが可能です。

Q9 現在産休を取得している職員がいるため、その代替を任用する必要がありますが、該当する免許状所持者を見つけられないので、特別免許状の授与申請を行い、代替者を確保することは可能でしょうか？

A9 特別免許状は、欠員を埋めるのが目的ではなく、専門的な知識・技能を基に方に免許状を授与するものです。この場合は、臨時免許状の授与申請で検討していただく必要があります。

Q10 市町村教育委員会において、特別免許状の授与申請を行う場合として、どのようなものがありますか？

A10 市町村単費により、当該市町村立学校の教諭や非常勤講師として任用したいと考えているが、相当免許状を有していない場合(市町村を異にする異動がない場合)などが考えられます。

Q11 県立学校において、特別免許状の授与により、正規で任用していただきたい方がいます。その場合、どのような手続きが必要でしょうか？

A11 「宮城県公立学校採用候補者選考」に合格していただくことが必要になります。合格後に申請手続きを行い、教育職員検定に合格した場合に、特別免許状を授与します。

ご不明な点等ございましたら下記連絡先まで
022-211-3639
教職員課育成・免許班